

24浪生 第 393 号
平成 24 年 11 月 22 日

福島県知事 佐藤 雄平 様

浪江町長 馬場 有

県外避難者の住宅確保に関する要望書

日頃より、当町の災害対応につきましてご支援を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当町では平成 23 年 3 月 11 日の巨大地震と津波、そして原子力発電所の事故による災害により、県外の応急仮設住宅に今なお多くの町民が避難生活を余儀なくされている状況にあります。この度の県外における応急仮設住宅新規受付の終了等制度上の制限によって、県外に自費で住宅を借りざるを得ない被災者から、住宅が借りられないといった相談が別紙事例のとおり寄せられております。

つきましては、避難住民の状況を鑑み、県外に避難を余儀なくされている被災者の住宅確保に格段のご配慮を賜りますようお願いを申上げまして、下記の事項を要望いたします。

記

- 1 県外避難先での住宅相談窓口の設置
- 2 公営住宅等を使った救済措置的な住宅の支援

(別紙)

(事例1) A県(福島県外)で借上げ住宅に避難していたが、仕事の都合によりB県(福島県外)に移動せざるを得なくなった。移動先の自治体にそのことを相談したが、前に応急仮設住宅の支援を受けているので、制度上受付ができないと言われた。それを受け自分で借りようと不動産業者に相談したが、無職だったり、それでも東京電力の補償があるからといった理由では審査が通らないと言われた。借りることができないので東京電力に請求すらできない。

(事例2) 福島県内(浜通り地方)で借上げ住宅に避難をしていたが、貸主都合により退去を求められた。周辺の物件を探したが物件自体がなく、やむなく県外に自費で住宅を借りようと不動産業者に相談をしたら、被災者という理由で通常の1割増しの家賃と9ヶ月分の前家賃を請求された。一度に払う金額が大きいうえに、東京電力に請求をしても戻ってくるまでには時間がかかる。実際に東京電力で払ってもらえるかも心配だ。どうしたらよいか分からなくなってしまった。